

## 令和7年11月秋田市議会定例会追加提出案件目次

番号	件名
143	秋田市職員給与条例等の一部を改正する件
144	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件
145	教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する件
146	秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する件
147	令和7年度秋田市一般会計補正予算（第5号）の件
148	令和7年度秋田市市有林会計補正予算（第1号）の件



秋田市職員給与条例等の一部を改正する件

秋田市職員給与条例等の一部を次のように改正する。

令和7年12月11日提出

秋田市長 沼 谷 純

秋田市職員給与条例等の一部を改正する条例

(秋田市職員給与条例の一部改正)

第1条 秋田市職員給与条例（昭和28年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項第2号中「3万8,100円」を「4万2,800円」に改める。

第18条第1項中「4,400円」を「4,700円」に改め、同項ただし書中「6,600円」を「7,050円」に改める。

第26条第2項中「100分の125」を「、6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の127.5」に改め、同条第3項中「、「100分の70」を「「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」に改める。

第27条第2項第1号中「100分の105」を「、6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「、6月に支給する場合においては100分の50、12月に支給する場合においては100分の52.5」に改める。

別表第1および別表第2を次のように改める。

別表第1 行政職給料表（第3条関係）

## ア 行政職給料表(1)

職員の区分	職務の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給 料 月額							
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員お よび 任期 付職 員以 外の 職員	1	197,356	243,923	278,496	312,262	335,244	369,716	424,044	475,651
	2	198,465	245,234	279,504	313,774	337,058	371,429	425,959	480,993
	3	199,674	246,645	280,512	315,185	338,872	373,042	427,874	485,932
	4	200,783	248,056	281,520	316,597	340,586	374,655	429,689	490,569
	5	201,892	249,467	282,528	318,008	342,299	376,267	431,503	494,601
	6	203,605	250,878	283,536	319,116	344,013	378,082	433,317	498,028
	7	205,218	252,289	284,443	320,124	345,726	379,593	435,132	500,951
	8	206,831	253,701	285,451	321,334	347,339	381,206	436,946	503,471
	9	208,343	255,112	286,459	322,544	348,952	382,517	438,559	505,486
	10	210,056	256,321	287,467	324,156	350,665	384,129	440,070	
	11	211,669	257,632	288,475	325,769	352,379	385,742	441,582	
	12	213,282	258,942	289,483	327,382	353,992	387,254	443,094	
	13	214,794	260,151	290,491	328,793	355,503	389,169	444,606	
	14	216,507	261,361	291,801	330,406	357,116	391,084	445,917	
	15	218,221	262,570	293,111	332,018	358,729	392,999	447,227	
	16	219,934	263,780	294,321	333,631	360,241	394,814	448,436	
	17	221,144	264,889	295,530	335,042	361,652	396,325	449,646	
	18	222,756	265,998	296,841	336,756	363,365	398,140	450,956	
	19	224,369	267,106	298,050	338,368	364,978	399,853	452,267	
	20	225,881	268,215	299,260	339,981	366,591	401,466	453,476	
	21	227,393	269,122	300,268	341,392	367,700	403,180	454,686	
	22	229,006	270,130	301,477	343,106	369,212	404,591	455,492	
	23	230,618	271,138	302,687	344,819	370,724	406,002	456,298	
	24	232,231	272,146	303,997	346,432	372,235	407,413	457,105	
	25	233,844	273,154	305,308	347,641	373,949	408,824	457,710	
	26	235,557	274,061	306,316	349,557	375,763	410,034	458,314	
	27	236,868	274,867	307,323	351,270	377,376	411,243	458,919	
	28	238,178	275,775	308,331	352,883	379,089	412,251	459,524	
	29	239,488	276,581	309,440	354,395	380,501	413,360	460,229	
	30	240,597	277,387	310,650	356,007	381,811	414,569	461,036	
	31	241,706	278,194	311,758	357,620	383,021	415,678	461,439	
	32	242,815	278,899	312,968	359,233	384,432	416,787	462,145	

33	243, 923	279, 605	314, 077	360, 946	385, 540	417, 492	462, 649	
34	244, 831	280, 411	315, 387	362, 761	386, 448	418, 198	463, 052	
35	245, 738	281, 218	316, 697	364, 575	387, 455	418, 803	463, 455	
36	246, 746	281, 822	318, 008	366, 389	388, 463	419, 508	463, 858	
37	247, 754	282, 528	319, 217	367, 901	389, 270	420, 113	464, 261	
38	248, 661	283, 334	320, 528	369, 312	390, 177	420, 718	464, 564	
39	249, 568	284, 040	321, 838	370, 724	391, 084	421, 222	464, 866	
40	250, 374	284, 745	323, 148	372, 135	391, 890	421, 625	465, 168	
41	251, 181	285, 451	324, 459	373, 647	392, 697	422, 028	465, 471	
42	251, 886	286, 157	325, 668	374, 453	393, 503	422, 230	465, 773	
43	252, 491	286, 862	326, 978	375, 360	394, 310	422, 532	466, 076	
44	253, 096	287, 568	328, 087	376, 368	395, 015	422, 835	466, 378	
45	253, 801	288, 273	328, 994	377, 275	395, 721	423, 137	466, 680	
46	254, 406	288, 878	330, 305	378, 384	396, 426	423, 439		
47	255, 011	289, 584	331, 615	379, 291	397, 132	423, 742		
48	255, 616	290, 188	332, 925	380, 299	397, 837	424, 044		
49	256, 120	290, 894	334, 034	381, 206	398, 341	424, 246		
50	256, 724	291, 499	335, 344	381, 912	398, 946	424, 548		
51	257, 329	292, 204	336, 554	382, 617	399, 551	424, 750		
52	257, 833	292, 910	337, 764	383, 222	400, 256	425, 052		
53	258, 236	293, 414	339, 074	383, 625	400, 660	425, 254		
54	258, 639	294, 019	340, 082	384, 230	401, 264	425, 556		
55	258, 942	294, 623	341, 191	384, 835	401, 869	425, 858		
56	259, 244	295, 329	342, 299	385, 540	402, 373	426, 161		
57	259, 547	295, 934	343, 005	385, 843	402, 776	426, 362		
58	259, 849	296, 538	343, 912	386, 548	403, 381	426, 665		
59	260, 151	297, 143	344, 618	387, 254	403, 986	426, 967		
60	260, 454	297, 849	345, 424	387, 859	404, 490	427, 169		
61	260, 756	298, 453	346, 230	388, 161	404, 893	427, 370		
62	261, 059	299, 058	346, 634	388, 665	405, 397	427, 673		
63	261, 361	299, 562	347, 137	389, 270	405, 901	427, 975		
64	261, 663	300, 066	347, 843	389, 875	406, 506	428, 177		
65	261, 966	300, 570	348, 649	390, 177	406, 808	428, 378		
66	262, 268	301, 175	349, 355	390, 782	407, 211	428, 681		
67	262, 570	301, 679	350, 061	391, 487	407, 514	428, 983		
68	262, 873	302, 284	350, 665	392, 092	407, 917	429, 185		
69	263, 175	302, 687	351, 169	392, 495	408, 219	429, 386		
70	263, 478	303, 191	351, 774	392, 999	408, 522	429, 689		
71	263, 780	303, 695	352, 278	393, 604	408, 824	429, 991		

72	264, 082	304, 300	352, 883	394, 108	409, 026	430, 193		
73	264, 385	304, 804	353, 185	394, 612	409, 227	430, 394		
74	264, 687	305, 207	353, 689	395, 217	409, 530			
75	264, 990	305, 509	353, 992	395, 620	409, 832			
76	265, 292	305, 812	354, 395	395, 922	410, 034			
77	265, 594	306, 013	354, 798	396, 325	410, 235			
78	265, 897	306, 316	355, 302	396, 829	410, 538			
79	266, 199	306, 517	355, 806	397, 233	410, 840			
80	266, 501	306, 819	356, 310	397, 636	411, 042			
81	266, 804	307, 021	356, 612	398, 039	411, 243			
82	267, 106	307, 223	357, 015	398, 543	411, 545			
83	267, 409	307, 525	357, 419	398, 946	411, 848			
84	267, 711	307, 727	357, 822	399, 349	412, 049			
85	268, 013	308, 029	358, 124	399, 652	412, 251			
86	268, 316	308, 231	358, 527					
87	268, 618	308, 533	358, 930					
88	268, 921	308, 835	359, 334					
89	269, 223	309, 138	359, 535					
90	269, 525	309, 440	359, 938					
91	269, 828	309, 743	360, 342					
92	270, 130	310, 045	360, 745					
93	270, 432	310, 247	360, 946					
94		310, 448	361, 249					
95		310, 750	361, 652					
96		311, 154	361, 954					
97		311, 355	362, 257					
98		311, 658	362, 660					
99		311, 960	363, 063					
100		312, 363	363, 466					
101		312, 565	363, 970					
102		312, 867	364, 373					
103		313, 170	364, 777					
104		313, 472	365, 180					
105		313, 674	365, 684					
106		313, 976	366, 087					
107		314, 278	366, 389					
108		314, 581	366, 692					
109		314, 782	367, 095					
110		315, 085						

	111	315, 488							
	112	315, 790							
	113	315, 992							
	114	316, 193							
	115	316, 496							
	116	316, 899							
	117	317, 101							
	118	317, 302							
	119	317, 605							
	120	317, 907							
	121	318, 209							
	122	318, 411							
	123	318, 713							
	124	319, 016							
	125	319, 318							
定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額							
	円 201, 892	円 229, 611	円 271, 642	円 292, 406	円 308, 130	円 334, 538	円 377, 779	円 412, 453	
任期付職員	給 料 月 額	給 料 月 額							
	1 208, 343								
	2 239, 488								

別表第2 医療職給料表（第3条関係）

## ア 医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級 号	1級		2級		3級	
		俸	給月額	給月額	給月額	給月額	給月額
定年前	1		円 305,600		円 415,600		円 470,300
再任用	2		307,900		418,300		472,300
短時間	3		310,200		420,900		474,200
勤務職員	4		312,400		423,300		476,100
員および任期付職員	5		314,500		425,600		477,500
以外の職員	6		318,000		427,800		479,200
	7		321,500		429,800		481,000
	8		324,900		431,900		482,800
	9		328,300		434,000		484,600
	10		331,800		435,500		486,300
	11		335,200		437,000		488,100
	12		338,600		438,500		489,900
	13		342,000		439,900		491,700
	14		345,500		441,300		493,400
	15		348,900		442,800		495,200
	16		352,300		444,200		497,000
	17		355,700		445,500		498,800
	18		358,800		447,000		500,700
	19		362,000		448,400		502,600
	20		365,200		449,800		504,500
	21		368,500		451,100		506,400
	22		371,600		452,600		508,100
	23		374,700		454,000		509,900
	24		377,700		455,400		511,700
	25		380,800		456,800		513,300
	26		383,100		458,200		515,100
	27		385,400		459,500		516,900
	28		387,600		460,900		518,400
	29		389,500		462,300		519,800
	30		391,200		463,600		521,500
	31		392,900		465,000		523,300
	32		394,700		466,400		525,000
	33		396,400		467,700		526,500
	34		398,200		469,100		527,800
	35		399,800		470,400		529,100
	36		401,100		471,800		530,400
	37		402,500		473,200		531,400
	38		403,900		474,900		532,700
	39		405,300		476,500		534,000
	40		406,700		478,000		535,300
	41		408,200		479,600		536,300
	42		408,900		480,800		537,100
	43		409,500		481,900		537,900

		44	410, 100	483, 000	538, 700
		45	410, 900	484, 000	539, 600
		46	411, 500	484, 900	540, 400
		47	412, 100	485, 800	541, 200
		48	412, 600	486, 600	541, 900
		49	413, 100	487, 300	542, 700
		50	413, 500	488, 000	543, 500
		51	414, 000	488, 700	544, 200
		52	414, 400	489, 300	545, 100
		53	414, 800	489, 900	546, 000
		54	415, 100	490, 600	546, 800
		55	415, 400	491, 200	547, 700
		56	415, 800	491, 800	548, 600
		57	416, 100	492, 100	549, 400
		58	416, 500	492, 700	550, 200
		59	416, 800	493, 300	551, 000
		60	417, 200	494, 000	551, 700
		61	417, 600	494, 400	552, 500
		62	417, 900	495, 000	553, 400
		63	418, 200	495, 700	554, 300
		64	418, 500	496, 400	555, 200
		65	418, 800	496, 800	556, 000
		66		497, 400	556, 900
		67		498, 000	557, 800
		68		498, 500	558, 700
		69		499, 000	559, 500
		70		499, 500	560, 400
		71		500, 000	561, 300
		72		500, 500	562, 200
		73		500, 900	563, 000
		74		501, 400	
		75		501, 800	
		76		502, 200	
		77		502, 700	
		78		503, 300	
		79		503, 800	
		80		504, 200	
		81		504, 700	
		82		505, 300	
		83		505, 900	
		84		506, 400	
		85		506, 900	
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額		基 準 給料月額	
		円		円	
任期付 職員		312, 900		356, 500	
		円		412, 800	
給 料 月 額		給 料 月 額		給 料 月 額	
		円			
		342, 000			

イ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号 備	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給月	料額	給月	料額	給月	料額
定年前再任用短時間勤務職員および任期付職員以外の職員	1	202, 597	241, 706	276, 581	295, 631	328, 894	375, 259
	2	204, 714	243, 016	277, 387	296, 438	330, 305	376, 973
	3	206, 831	244, 327	278, 093	297, 143	331, 716	378, 586
	4	208, 948	245, 637	278, 899	297, 849	333, 127	380, 198
	5	210, 963	246, 846	279, 706	298, 554	334, 538	381, 710
	6	212, 979	247, 955	280, 512	299, 260	336, 151	383, 323
	7	214, 995	248, 963	281, 318	299, 965	337, 663	384, 936
	8	216, 810	249, 870	282, 024	300, 671	339, 175	386, 548
	9	218, 624	250, 979	282, 729	301, 477	340, 586	388, 161
	10	220, 539	252, 088	283, 536	302, 183	342, 199	390, 177
	11	222, 454	253, 197	284, 342	302, 989	343, 710	392, 193
	12	224, 571	254, 406	285, 149	303, 594	345, 222	394, 209
	13	226, 284	255, 616	285, 955	304, 199	346, 634	395, 620
	14	228, 300	256, 825	286, 761	305, 308	348, 246	397, 333
	15	230, 518	258, 035	287, 467	306, 416	349, 758	399, 047
	16	232, 634	259, 143	288, 273	307, 626	351, 270	400, 760
	17	234, 751	260, 151	289, 080	308, 735	352, 782	402, 474
	18	235, 860	261, 159	289, 886	309, 944	354, 395	403, 986
	19	236, 868	262, 268	290, 692	311, 053	356, 007	405, 498
	20	237, 976	263, 276	291, 398	312, 262	357, 519	407, 010
	21	239, 085	264, 385	292, 204	313, 472	358, 830	408, 320
	22	239, 892	265, 292	293, 111	314, 681	360, 342	409, 630
	23	240, 799	266, 098	294, 019	315, 891	361, 854	410, 941
	24	241, 605	266, 905	294, 724	317, 000	363, 365	412, 049
	25	242, 512	267, 711	295, 430	318, 209	364, 777	413, 158
	26	243, 419	268, 517	296, 337	319, 419	366, 289	414, 267
	27	244, 327	269, 324	297, 244	320, 528	367, 800	415, 376
	28	245, 234	270, 130	297, 950	321, 737	369, 212	416, 484
	29	246, 040	270, 836	298, 756	322, 947	370, 623	417, 291
	30	246, 846	271, 642	299, 764	324, 156	372, 235	418, 097
	31	247, 552	272, 448	300, 671	325, 366	373, 647	418, 803
	32	248, 358	273, 255	301, 679	326, 575	375, 158	419, 609
	33	249, 064	274, 061	302, 687	327, 684	376, 368	420, 012
	34	249, 669	274, 867	303, 796	328, 793	377, 477	420, 617
	35	250, 374	275, 472	304, 804	330, 002	378, 686	421, 121
	36	251, 080	276, 279	305, 711	331, 212	379, 795	421, 524
	37	251, 785	277, 186	306, 719	332, 421	380, 803	421, 927
	38	252, 390	277, 992	307, 727	333, 631	381, 609	422, 129
	39	252, 995	278, 798	308, 735	334, 941	382, 517	422, 431
	40	253, 600	279, 504	309, 743	336, 151	383, 625	422, 734
	41	254, 204	280, 210	310, 650	337, 058	384, 633	423, 036
	42	254, 809	281, 016	311, 859	338, 268	385, 641	423, 339
	43	255, 414	281, 822	312, 968	339, 477	386, 649	423, 641

44	255, 918	282, 528	314, 077	340, 687	387, 556	423, 943
45	256, 321	283, 233	315, 085	341, 594	388, 363	424, 145
46	256, 926	284, 040	316, 193	342, 602	389, 169	424, 447
47	257, 329	284, 846	317, 302	343, 610	390, 076	424, 750
48	257, 732	285, 552	318, 310	344, 517	390, 883	425, 052
49	258, 135	286, 257	319, 419	345, 424	391, 386	425, 254
50	258, 639	286, 963	320, 427	346, 331	392, 193	425, 455
51	259, 143	287, 568	321, 536	347, 339	392, 999	425, 758
52	259, 647	288, 273	322, 644	348, 246	393, 806	426, 060
53	259, 950	288, 979	323, 652	348, 750	394, 209	426, 262
54	260, 252	289, 584	324, 660	349, 657	394, 914	
55	260, 555	290, 289	325, 668	350, 363	395, 620	
56	260, 857	290, 894	326, 676	351, 270	396, 225	
57	261, 159	291, 599	327, 583	351, 976	396, 628	
58	261, 462	292, 305	328, 591	352, 278	397, 132	
59	261, 764	293, 011	329, 599	352, 681	397, 737	
60	262, 067	293, 615	330, 506	353, 286	398, 341	
61	262, 369	294, 119	331, 413	353, 891	398, 745	
62	262, 671	294, 724	332, 119	354, 596	399, 248	
63	262, 974	295, 430	332, 825	355, 302	399, 752	
64	263, 276	296, 034	333, 429	355, 907	400, 256	
65	263, 578	296, 538	334, 034	356, 612	400, 861	
66	263, 881	297, 143	334, 740	357, 116	401, 365	
67	264, 183	297, 849	335, 344	357, 721	401, 970	
68	264, 486	298, 453	335, 949	358, 326	402, 575	
69	264, 788	299, 058	336, 554	358, 628	403, 079	
70	265, 090	299, 663	336, 756	359, 132	403, 583	
71	265, 393	300, 268	337, 159	359, 535	403, 986	
72	265, 594	300, 873	337, 663	360, 039	404, 389	
73	265, 796	301, 477	338, 268	360, 543	404, 691	
74	266, 098	301, 981	338, 771	361, 047	405, 195	
75	266, 401	302, 385	339, 275	361, 551	405, 599	
76	266, 602	302, 788	339, 679	361, 954	406, 002	
77	266, 804	303, 090	340, 283	362, 257	406, 405	
78	267, 106	303, 392	340, 787	362, 559		
79	267, 409	303, 594	341, 191	362, 761		
80	267, 610	303, 896	341, 695	363, 063		
81	267, 812	304, 199	342, 199	363, 567		
82	268, 114	304, 400	342, 501	363, 869		
83	268, 417	304, 703	342, 703	364, 172		
84	268, 618	305, 005	343, 005	364, 474		
85	268, 820	305, 207	343, 408	364, 877		
86		305, 408	343, 811	365, 180		
87		305, 610	344, 114	365, 482		
88		305, 812	344, 416	365, 785		
89		306, 215	344, 718	366, 188		
90		306, 416	344, 920	366, 490		
91		306, 618	345, 323	366, 692		
92		306, 819	345, 626	366, 994		
93		307, 223	345, 827	367, 296		

	94		307, 424	346, 130	367, 700		
	95		307, 626	346, 432	368, 103		
	96		307, 928	346, 634	368, 506		
	97		308, 231	346, 835	369, 010		
	98		308, 432	347, 137	369, 413		
	99		308, 634	347, 440	369, 816		
	100		308, 936	347, 641	370, 220		
	101		309, 239	347, 843	370, 724		
	102		309, 440	348, 045			
	103		309, 642	348, 448			
	104		309, 944	348, 649			
	105		310, 247	348, 851			
	106			349, 153			
	107			349, 557			
	108			349, 960			
	109			350, 161			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額					
		円	円	円	円	円	円
任期付 職員		給 料 月 額					
			円				

第2条 秋田市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第11条中第7項を第8項とし、同条第6項中「自動車等」の次に「および駐車場等」を加え、同項を同条第7項とし、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、同条第3項中「および前項第2号」を「、第2項第2号に定める額および前項第1号」に、「同項」を「前2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項第2号、第3号又は第4号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地および利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号および第7項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

第26条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同条第3項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の72.5」を「、100分の71.25」に改める。

第27条第2項第1号中「、6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合においては100分の50、12月に支給する場合においては100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

（秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第3条 秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の95」の次に「と、「100分の127.5」とあ

るのは「100分の97.5」を、「100分の87.5」の次に「と、「100分の107.5」とあるのは「100分の90」を加える。

別表中「394,783」を「408,219」に、「443,124」を「458,617」に、「495,493」を「512,038」に、「558,940」を「578,563」に、「638,501」を「660,207」に、「745,254」を「771,081」に、「870,134」を「900,099」に改める。

第4条 秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」を「100分の126.25」とあるのは「100分の96.25」に、「100分の105」とあるのは「100分の87.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の90」を「100分の106.25」とあるのは「100分の88.75」に改める。

(秋田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正)

第5条 秋田市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年秋田市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「4,400円」を「4,700円」に改め、同項ただし書中「6,600円」を「7,050円」に改める。

第23条第2項中「第7項」を「第8項」に改める。

## 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条および第4条の規定ならびに第5条中秋田市会計年度任用職員の給与等に関する条例第23条第2項の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の秋田市職員給与条例（以下「改正後の給与条例」という。）第11条第2項第2号、第18条第1項、別表第1および別表第2の規定、第3条の規定による改正後の秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）別表の規定ならびに第5条の規定による改正後の秋田市会計年度

任用職員の給与等に関する条例（以下「改正後の会計年度任用職員給与条例」という。）第13条第1項の規定は令和7年4月1日から、改正後の給与条例第26条第2項および第3項ならびに第27条第2項の規定ならびに改正後の任期付職員条例第8条第2項の規定は同年12月1日から適用する。

（給与の内払）

3 改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の会計年度任用職員給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の秋田市職員給与条例、第3条の規定による改正前の秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例又は第5条の規定による改正前の秋田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の会計年度任用職員給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

### 提案理由

一般職の職員の給料月額、通勤手当および宿日直手当の支給限度額ならびに期末手当および勤勉手当の支給割合を改定すること等とするため、改正しようとするものである。



特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件

特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

令和7年12月11日提出

秋田市長 沼 谷 純

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年秋田市条例第4号）  
の一部を次のように改正する。

第7条中「100分の170」を「6月に支給する場合においては100分の  
170、12月に支給する場合においては100分の175」に改める。

第2条 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条中「6月に支給する場合においては100分の170、12月に支給す  
る場合においては100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。  
(期末手当の内払)
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

## 提案理由

特別職の職員の期末手当の支給割合を改定するため、改正しようとするものである。

## 議案第145号

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する件

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

令和7年12月11日提出

秋田市長 沼 谷 純

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例

第1条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例（平成3年秋田市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の170」を「6月に支給する場合においては100分の170、12月に支給する場合においては100分の175」に改める。

第2条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「6月に支給する場合においては100分の170、12月に支給する場合においては100分の175」を「100分の172.5」に改める。

### 附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例（以下「改正後の条

例」という。) の規定は、令和7年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

#### 提案理由

教育長の期末手当の支給割合を改定するため、改正しようとするものである。

## 議案第146号

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する件

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を次のように改正する。

令和7年12月11日提出

秋田市長 沼 谷 純

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する条例

第1条 秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例（昭和22年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の170」を「100分の175」に改める。

第2条 秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の167.5」を「100分の170」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

### 附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。

（期末手当の内扱）

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

#### 提案理由

市議会議員の期末手当の支給割合を改定するため、改正しようとするものである。

令和7年度秋田市一般会計補正予算（第5号）

令和7年度秋田市的一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ254,744千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ150,225,480千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月11日提出

秋田市長 沼 谷 純

第1表 島根県予算補正

歳 入

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
21 繰越金		1,213,126	254,744	1,467,870
	1 繰越金	1,213,126	254,744	1,467,870
	歳 入 合 計	149,970,736	254,744	150,225,480

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 総務費		19, 251, 013	210, 451	19, 461, 464
	1 総務管理費	16, 651, 062	210, 451	16, 861, 513
5 労働費		538, 561	1, 393	539, 954
	1 労働諸費	538, 561	1, 393	539, 954
6 農林水産業費		2, 627, 156	18, 160	2, 645, 316
	1 農業費	1, 864, 963	17, 347	1, 882, 310
	3 林業費	430, 284	813	431, 097
8 土木費		16, 903, 379	21, 305	16, 924, 684
	1 土木管理費	344, 880	13, 813	358, 693
	5 都市計画費	5, 930, 228	7, 492	5, 937, 720
10 教育費		13, 240, 220	3, 435	13, 243, 655
	6 社会教育費	2, 698, 755	3, 435	2, 702, 190
歳 出 合 計		149, 970, 736	254, 744	150, 225, 480



議案第148号

令和7年度秋田市市有林会計補正予算（第1号）

令和7年度秋田市の市有林会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ813千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ238,180千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月11日提出

秋田市長 沼 谷 純

第1表 島根県議会歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
3 繰入金		154,779	813	155,592
	1 一般会計繰入金	154,779	813	155,592
	歳 入 合 計	237,367	813	238,180

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総務費		26,303	813	27,116
	1 総務管理費	26,303	813	27,116
	歳 出 合 計	237,367	813	238,180



一 般 会 計  
歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
歳入

款	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
21 繰越金	1,213,126	254,744	1,467,870
歳入合計	149,970,736	254,744	150,225,480



歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
2 総務費	19, 251, 013	210, 451	19, 461, 464
5 労働費	538, 561	1, 393	539, 954
6 農林水産業費	2, 627, 156	18, 160	2, 645, 316
8 土木費	16, 903, 379	21, 305	16, 924, 684
10 教育費	13, 240, 220	3, 435	13, 243, 655
歳 出 合 計	149, 970, 736	254, 744	150, 225, 480

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 国県支出金	財 源 市 債	そ の 他	一 般 財 源
千円	千円	千円	千円
			210,451
			1,393
			18,160
			21,305
			3,435
0	0	0	254,744

## 2 歳 入

### 21款 繰越金

#### 1項 繰越金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 繰越金	千円 1,213,126	千円 254,744	千円 1,467,870	1 前年度繰越金	千円 254,744
計	1,213,126	254,744	1,467,870		

説	明	
01 前年度繰越金	(財政)	千円 254,744

21款 繰越金

### 3 歳 出

#### 2 款 総務費

##### 1 項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源	
				特 定 財 源					
				国県支出金	市 債	その他の			
1 一般管理費	千円 10,703,642	千円 210,451	千円 10,914,093	千円	千円	千円	千円 210,451		
計	16,651,062	210,451	16,861,513	0	0	0	210,451		

#### 5 款 労働費

##### 1 項 労働諸費

1 労働諸費	538,561	1,393	539,954				1,393
計	538,561	1,393	539,954	0	0	0	1,393

#### 6 款 農林水産業費

##### 1 項 農業費

2 農業総務費	367,122	17,347	384,469				17,347
計	1,864,963	17,347	1,882,310	0	0	0	17,347

#### 6 款 農林水産業費

##### 3 項 林業費

3 市有林費	154,779	813	155,592				813
--------	---------	-----	---------	--	--	--	-----

節		説 明
区分	金額	
1 報酬	千円 26,428	【総務部関係】  一般管理人件費
2 給料	64,510	
3 職員手当等	51,056	
4 共済費	68,457	

2 給料	671	【産業振興部関係】	1,393
3 職員手当等	722	企業立地雇用課人件費	1,393

1 報酬	252	【産業振興部関係】	17,347
2 給料	11,020	農業総務人件費	17,347
3 職員手当等	5,957		
4 共済費	118		

27 繰出金	813	【産業振興部関係】	813
--------	-----	-----------	-----

2款 総務費      5款 労働費      6款 農林水産業費

6 款 農林水産業費

3 項 林業費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	市 債	その他の	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	430,284	813	431,097	0	0	0	813

8 款 土木費

1 項 土木管理費

1 土木総務費	326,111	13,813	339,924				13,813
計	344,880	13,813	358,693	0	0	0	13,813

8 款 土木費

5 項 都市計画費

1 都市計画総務費	1,606,422	7,492	1,613,914				7,492
計	5,930,228	7,492	5,937,720	0	0	0	7,492

10 款 教育費

6 項 社会教育費

7 佐竹史料館費	738,451	3,435	741,886				3,435
----------	---------	-------	---------	--	--	--	-------

節		説明
区分	金額	
	千円	市有林会計繰出金 千円 813

1 報酬	116	【建設部関係】  土木総務人件費	13,813
2 給料	8,040		13,813
3 職員手当等	5,630		
4 共済費	27		

1 報酬	530	【建設部関係】  公園課人件費	7,492
2 給料	3,321		7,492
3 職員手当等	3,393		
4 共済費	248		

1 報酬	1,998	【観光文化スポーツ部関係】  佐竹史料館人件費	3,435
3 職員手当等	651		3,435

6款 農林水産業費    8款 土木費    10款 教育費

## 10款 教育費

## 6項 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源	
				特 定 財 源					
				国県支出金	市 債	その他の			
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
計	2,698,755	3,435	2,702,190	0	0	0	0	3,435	

節		説明
区分	金額	
4 共済費	千円 786	千円

10款 教育費

## 補正予算給与費明細書

### 1 特別職

(単位:人、千円)

区分	職員数	給与費					共済費	合計	備考
		報酬	給料	期末手当	寒冷地手当	計			
補正後	長等	4		44,148	15,141	270	59,559	8,661	68,220
	議員	36	271,312		91,567		362,879	72,049	434,928
	その他	68	47,805	7,128	2,424	99	57,456	2,132	59,588
	計	108	319,117	51,276	109,132	369	479,894	82,842	562,736
補正前	長等	4		44,148	15,011	270	59,429	8,643	68,072
	議員	36	271,312		91,567		362,879	72,049	434,928
	その他	68	47,805	7,128	2,424	99	57,456	2,132	59,588
	計	108	319,117	51,276	109,002	369	479,764	82,824	562,588
比較	長等	0		0	130	0	130	18	148
	議員	0	0		0		0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	130	0	130	18	148

### 2 一般職

#### (1) 総括

(単位:人、千円)

区分	職員数	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当等	計			
補正後	(93) 4,247	2,261,945	10,039,567	7,159,669	19,461,181	3,837,813	23,298,994	
補正前	(93) 4,247	2,232,621	9,952,005	7,092,390	19,277,016	3,768,195	23,045,211	
比較	(0) 0	29,324	87,562	67,279	184,165	69,618	253,783	

※職員数欄の( )内は、短時間勤務職員について外書き

職員手当等の内訳	区分	扶養手当	時間外勤務手当	管理職手当	通勤手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	特殊勤務手当
	補正後	225,924	770,636	313,080	184,454	162,987	2,634,920	2,172,591	87,209
	補正前	225,924	766,583	313,080	184,454	162,987	2,602,164	2,142,121	87,209
	比較	0	4,053	0	0	0	32,756	30,470	0
	区分	退職手当	住居手当	単身赴任手当	地域手当	義務教育等教員特別手当	管理職員特別勤務手当	児童手当	
	補正後	258,488	165,967	2,592	5,331	6,021	3,275	166,194	
	補正前	258,488	165,967	2,592	5,331	6,021	3,275	166,194	
	比較	0	0	0	0	0	0	0	

## ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：人、千円)

区分	職員数	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当等	計			
補正後	(93) 2,435		9,850,707	6,348,425	16,199,132	3,331,686	19,530,818	
補正前	(93) 2,435		9,765,207	6,286,780	16,051,987	3,263,908	19,315,895	
比較	(0) 0		85,500	61,645	147,145	67,778	214,923	

※職員数欄の( )内は、短時間勤務職員について外書き

職員手当等の内訳	区分	扶養手当	時間外勤務手当	管理職手当	通勤手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	特殊勤務手当
	補正後	225,924	755,060	313,080	178,924	162,987	2,205,386	1,812,211	86,985
補正前	225,924	751,037	313,080	178,924	162,987	2,175,607	1,784,368	86,985	
比較	0	4,023	0	0	0	29,779	27,843	0	
職員手当等の内訳	区分	退職手当	住居手当	単身赴任手当	地域手当	義務教育等教員特別手当	管理職員特別勤務手当	児童手当	
	補正後	258,488	165,967	2,592	5,331	6,021	3,275	166,194	
	補正前	258,488	165,967	2,592	5,331	6,021	3,275	166,194	
	比較	0	0	0	0	0	0	0	

## イ 会計年度任用職員

(単位：人、千円)

区分	職員数	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当等	計			
補正後	1,812	2,261,945	188,860	811,244	3,262,049	506,127	3,768,176	
補正前	1,812	2,232,621	186,798	805,610	3,225,029	504,287	3,729,316	
比較	0	29,324	2,062	5,634	37,020	1,840	38,860	

職員手当等の内訳	区分	時間外勤務手当	通勤手当	期末手当	勤勉手当	特殊勤務手当
	補正後	15,576	5,530	429,534	360,380	224
補正前	15,546	5,530	426,557	357,753	224	
比較	30	0	2,977	2,627	0	

## (2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

(単位：千円)

区分	増 減 額	増 減 事 由 别 内 訳	説 明	備 考
給 料	87,562	給与改定に伴う 増減分	87,562	給与改定の状況 補正後 本年度 〈 給与の改定率 3.45% 給与改定実施時期 7.4.1 補正前 本年度－給与改定なし
職 員 手 当 等	67,279	制度改正に伴う 増減分	63,226	期末勤勉手当 の改定による 増減分 63,226
			4,053	期末手当の支給率 補正後 2.525月分 補正前 2.50 月分 増 減 0.025月分  勤勉手当の支給率 補正後 2.125月分 補正前 2.10 月分 増 減 0.025月分
その他の増減分				

## 歳 入 に 関 す る 調

歳 出 総 額 254,744 千円

上記のうち特定財源 -

差 引 一 般 財 源 254,744

### こ の 補 て ん

(単位:千円)

款	金額	項	金額
21 繼 越 金	254,744	1 繼 越 金	254,744
計	254,744		



市 有 林 会 計  
歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
歳入

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
3 繰入金	154,779	813	155,592
歳入合計	237,367	813	238,180



歲出

款	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費	千円 26,303	千円 813	千円 27,116
歳 出 合 計			
	237,367	813	238,180

補 正 額 の 財 源 内 訳				一般会計繰入金 千円
特 定 国県支出金 千円	財 市 債 千円	源 そ の 他 千円		
				813
0	0	0	0	813

## 2 歳 入

### 3款 繰入金

#### 1項 一般会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 一般会計繰入金	千円 154,779	千円 813	千円 155,592	1 一般会計繰入 金	千円 813
計	154,779	813	155,592		

	説	明	
01 一般会計繰入金		(産業企)	千円 813

市有林会計

### 3 歳 出

#### 1 款 総務費

##### 1 項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般会計 繰 入 金	
				特 定 財 源					
				国県支出金	市 債	その他の			
1 一般管理費	千円 26,303	千円 813	千円 27,116	千円	千円	千円	千円	千円 813	
計	26,303	813	27,116	0	0	0	0	813	

節		説	明
区分	金額		
2 納入料	千円 493	【産業振興部関係】  人件費	千円 813
3 職員手当等	273		813
4 共済費	47		

# 補正予算給与費明細書

## 一般職

### (1) 総括

(単位:人、千円)

区分	職員数	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当等	計			
補正後	3		13,176	6,991	20,167	4,272	24,439	
補正前	3		12,683	6,718	19,401	4,225	23,626	
比較	0		493	273	766	47	813	

※全て正職員分

職員手当等の内訳	区分	扶養手当	時間外勤務手当	通勤手当	寒冷地手当
	補正後	156	935	105	181
	補正前	156	888	105	181
	比較	0	47	0	0
	区分	期末手当	勤勉手当		
	補正後	3,059	2,555		
	補正前	2,943	2,445		
	比較	116	110		

### (2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

(単位:千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給料	493	給与改定に伴う 増減分	493	給与改定の状況  補正後  本年度  補正前  本年度—給与改定なし
職員手当等	273	制度改正に伴う 増減分	226  期末勤勉手当 の改定による 増減分  226	期末手当の支給率  補正後 2.525月分 補正前 2.50月分 増減 0.025月分  勤勉手当の支給率  補正後 2.125月分 補正前 2.10月分 増減 0.025月分
		その他の増減分	47	



市債の前前年度末における  
び当該年度末における現在

区分	前年度末現在高 見込額	当該年度中			
		当該年度中起債見込額			
		補正前の額 前年度から の繰越分	当該年度分	補正額	計
1 普通債	871,506				
(1) 造林	871,506				
合計	871,506				

現在高並びに前年度末及  
高の見込みに関する調書

(単位：千円)

増 減 見 込			当該年度末
当該年度中元金償還見込額			
補正前の額	補 正 額	計	現 在 高 見 込 額
99,560		99,560	771,946
99,560		99,560	771,946
99,560		99,560	771,946